

郡上市 マスコットキャラクター 募集



郡上市は、平成16年3月1日に当時の郡上郡3町4村が合併して誕生し、平成26年3月1日に合併10周年を迎えます。市ではこの機会に合併からの10年を振り返り、次の10年を目指し「次代へつなごう！！ふるさと郡上の元気創造」のスローガンで各種記念事業を進めています。

本市をPRするものとして、またふるさと郡上への愛着を深めるとともに、郡上市の自然や文化、観光などの魅力を内外に発信するため、市のイメージを表し、広く愛されるマスコットキャラクターを募集します。

郡上市マスコットキャラクター募集要項

1. 募集内容

マスコットキャラクターのデザイン、名称、作品の説明

2. デザイン画の条件

デザイン画は、次の条件をすべて満たす作品を対象とします。

- (1) 簡素かつ親しみやすいデザインとしてください。
- (2) 活動的なキャラクターとしてください。
- (3) 郡上市の魅力と地域特性をPRするのに、ふさわしいデザインとしてください。
- (4) 画材、色彩、技法は自由ですが、必ずA4サイズの白地の用紙を縦長で使用し、キャラクターを正面から捉え、全身を描いたカラーのデザインとしてください。

3. 応募資格

どなたでも応募できます。（国内在住の個人に限ります。年齢・住所は問いません）

4. 応募方法

応募は1人1点までとさせていただきます。

応募用紙に必要事項を記入の上、郡上市役所秘書広報課まで郵送、電子メール若しくは持参ください。

応募作品を郵送する場合は、厚紙などを両面にあてて、作品が折れないよう包装してください。

応募作品を電子メールにより送信する場合は、デザイン画はJPEGまたはPDF形式により、応募用紙を添付の上、ファイル容量を2MB以内としてください。なお、FAXでの応募は受け付けません。

※応募用紙は、市役所、振興事務所などで配布（市ホームページからもダウンロード可）

5. 注意事項

応募作品は、次の条件をすべて満たす作品を対象とします。

- ・応募は手書きまたはデジタルデータで応募ください。
- ・作品は自作かつ未発表のもので、第三者が有する著作権などの権利を侵害しないものに限ります。
この規定に違反していることが判明した場合は、表彰を取り消し、賞金等を返還していただきます。
- ・第三者から権利侵害などの損害賠償が請求された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。
市では、一切の責任を負いません。なお、市が損害を被った場合は、損害を賠償していただきます。
- ・応募作品は、提出後に修正することができません。
- ・応募作品は、返却いたしませんので、ご了承ください。
- ・応募作品の提出にかかる費用については、応募者の負担となります。

6. 募集期間

平成25年10月1日（火）から 平成25年11月22日（金）までとします。

なお、郵送の場合は、当日までの消印を有効とします。

7. 選考方法

応募作品は、「郡上市マスコットキャラクター・合併 10 周年記念ロゴマーク選考委員会」で入賞候補作品を数点選考し、インターネット等による投票を実施した後、投票結果を参考に、選考委員会で選考します。

8. 賞及び副賞等

(1) 最優秀賞（採用作品 1 点） 賞状・副賞 10 万円

(2) 優秀賞（数点） 賞状・副賞 1 万円

(3) (1) 及び (2) の受賞及び副賞の受け取りについては、入賞者が中学生以下の場合、保護者の同意が必要となります。高校生以下の場合は、相当額の金券（郡上市共通商品券・図書カード）とします。

9. 結果発表

平成 26 年 3 月頃（予定）に入賞者へ通知するとともに、郡上市広報誌及び市ホームページ等で発表します。この発表をもって入賞者以外の方への結果通知に代えさせていただきます。

10. 最優秀作品の取り扱い

- (1) 最優秀作品は、市のマスコットキャラクターとして郡上市広報誌及び市ホームページ、各種印刷物、各種 PR 資材、着ぐるみ等に使用する予定です。
- (2) 最優秀作品の使用に当たっては、マスコットキャラクターの名称、オリジナルデザイン、色彩等を補作・修正する場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、単色、モノクロで使用する場合もあります。
- (3) 最優秀作品の受賞者は、作品の受賞と同時に市に対して当該作品（キャラクターのデザイン画、名称、作品の説明）の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条を含む一切の権利）を無償で譲渡するものとし、当該作品の著作権及び使用権は市に帰属するものとします。
- (4) 最優秀作品の受賞者は、市が当該作品を使用するに当たって、著作者人格権を行使しないものとします。
- (5) 最優秀作品の受賞者と市とは、上記 (3) 及び (4) を内容とした著作権譲渡に関する契約を締結するものとします。なお、契約に当たり、最優秀賞の副賞以外の契約料や使用料の金銭的対価はお支払いしませんので、ご了承ください。

11. 優秀作品の取り扱い

優秀作品の著作権はそれぞれの応募者に帰属しますが、市は広報や報道機関等への情報提供等において、自由に公表、使用できるものとします。

12. 個人情報の取り扱い

- (1) 応募作品にかかる個人情報については、作品の審査・発表・表彰・応募状況の集計・公表以外の目的で使用することはありません。
- (2) 入賞者の発表の際には、郡上市広報誌や市ホームページ等で氏名等を紹介することがありますので、あらかじめご了承ください。

13. 応募先・問い合わせ先

郡上市 市長公室 秘書広報課 合併 10 周年記念事業担当

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷 228 番地

電話 : 0575 67-1831

Fax : 0575 67-1711

E-mail : gujo10th@city.gujo.gifu.jp